

# 社会福祉法人能代市社会福祉協議会訪問介護事業所 (第1号訪問事業) 訪問介護重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	能代市社会福祉協議会訪問介護事業所
所在地	能代市上町12番4号
電話番号	0185-88-8088
事業実施地域	能代市行政区域内
営業日	年中無休
営業時間	午前6時から午後11時まで

## 2. 事業所の職員体制

職種	人数	従事する業務内容
管理者	1名	業務及び職員の管理
サービス提供責任者	4名	訪問介護計画、介護及びサービス内容管理
訪問介護員	8名	介護

## 3. サービス内容

当事業所では、「居宅サービス計画」に基づき、下記のサービスを提供します。

「居宅サービス計画」は、居宅介護支援専門員が利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。

### 〈サービス区分及びサービス内容〉

- ①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）
  - 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
  - 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
  - 食事介助…食事の介助を行います。
  - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
  - 通院介助…通院の介助を行います。
  - ※医療行為はいたしません。
- ②生活援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
  - 調理…利用者の食事の用意を行います。
  - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
  - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
  - 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
  - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
  - ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（通帳等はお預かりできません。）
  - ※利用者以外の方の調理、洗濯、居室等の掃除は行いません。
- ③その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

#### 4. 利用者負担額(運営規程第7条)

##### (1) 訪問介護利用料

###### ・基本利用料

区 分	1 回当たりの所要時間	1 割負担	2 割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	387円	774円	1,161円
	1時間以上	567円	1,134円	1,701円
	30分を増す毎に	82円加算	164円加算	246円加算
身体介護に引き続き生活援助(25分増す毎)		65円加算	130円加算	195円加算
生活援助	20分以上45分未満	179円	358円	537円
	45分以上	220円	440円	660円
通院等乗降介助		97円	194円	291円

※ 1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍となります。

###### ・サービスの実施による加算

加算の種類	1 割負担	2 割負担	3 割負担
夜間・早朝加算(18~22時、6時~8時に提供するサービス)	1回につき基本利用料の25%		
緊急時訪問介護加算(利用者や家族等からの緊急の要請を受け、身体介護のサービスを提供した場合)	100円	200円	300円
初回加算(新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員に同行した場合)	1月につき 200円	1月につき 400円	1月につき 600円
特定事業所加算Ⅱ	1月につき基本利用料の10%		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき基本利用料の24.5%		

##### (2) 介護予防訪問介護利用料

###### ・基本利用料

区 分	サービス内容	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問型 サービス11	週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者	1月につき 1,176円	1月につき 2,352円	1月につき 3,528円
訪問型 サービス12	週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者	1月につき 2,349円	1月につき 4,698円	1月につき 7,047円
訪問型 サービス13	週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者	1月につき 3,727円	1月につき 7,454円	1月につき 11,181円

###### ・サービスの実施による加算

加算の種類	1 割負担	2 割負担	3 割負担
初回加算(新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員に同行した場合)	1月につき 200円	1月につき 400円	1月につき 600円
特定事業所加算Ⅱ	1月につき基本利用料の10%		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月につき基本利用料の24.5%		

### (3) その他

- ・介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）
- ・利用者負担金は、毎月20日までに前月分を現金にてお支払いいただきます。
- ・行政区域外でのサービスは、1kmにつき20円の交通費をいただきます。
- ・通院や買い物等の介助で公共交通機関を利用した場合、その交通費は実費負担となります。

## 5. 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅サービス計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日正午までに申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむを得ない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

- ③サービスの利用は、変更及び追加することができます。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

- ①サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- ②サービスは、「居宅サービス計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ③サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（訪問介護員が事業所に連絡する場合に電話を使用させていただきます。）
- ④訪問時に、利用者の体調等の理由で「居宅サービス計画」で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更します。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- ⑤訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>①医療行為</li><li>②利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり</li><li>③利用者もしくはご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受</li><li>④ご契約者の家族等に対するサービスの提供</li><li>⑤飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）</li><li>⑥その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為</li></ol> |
|--|

## 7. 緊急時、事故発生時の対応について

### (1) 緊急時について

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡します。

(2) 事故発生時について

サービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村等へ連絡及び報告するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

8. 苦情処理の体制について

(1) 苦情受付担当者（当事業所における苦情やご相談を受け付けます。）

○苦情受付担当者 管 理 者 松 岡 絵 美  
電 話 番 号 0 1 8 5 - 8 8 - 8 0 8 8

○受 付 時 間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15  
（国民の祝日、12月29日から1月3日までは除く）

(2) 苦情解決責任者

○苦情解決責任者 社会福祉法人 能代市社会福祉協議会  
事 務 局 長 岸 部 朋 毅

(3) 第三者委員

石川 鋭子 （能代地区） 電話 52-9573  
佐藤 弘 （能代地区） 電話 54-3834  
藤田 シナ （二ツ井地区） 電話 73-4954

(4) 行政機関その他苦情受付機関

能代市市民福祉部 長寿いきがい課	所在地 電話番号	能代市上町1番3号 89-2156
秋田県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	秋田市山王4丁目2番3号 018-862-3850

令和 年 月 日

（介護予防）訪問介護サービスの提供にあたって、本書面に基づき重要な事項を説明し交付しました。

事業者 住 所 能代市上町12番32号  
名 称 社会福祉法人能代市社会福祉協議会  
代表者 会 長 鎌 田 耕 次  
（事業所名 能代市社会福祉協議会訪問介護事業所）  
説明者 氏 名 管理者

私は、本書面に基づいて事業所から、（介護予防）訪問介護サービスの説明を受け、サービスの提供開始に同意し受領しました。

利用者 住 所  
氏 名

代理人 住 所  
氏 名

（利用者との続柄： ）